

2月16日(火)『高齢者虐待防止についての勉強会』をおこないました。



各務原市には、介護保険サービスの事業所があつまった『各務原市介護保険サービス事業者協議会』というものがあります。そのうちの通所サービス事業部会・訪問サービス事業部会と、市役所高齢福祉課・市内7ヶ所の地域包括支援センターと合同で『高齢者虐待防止についての勉強会』を行い、会場の飛鳥美谷苑に市内全域から多くの関係者が集まりました。

「違うかもしれないけど、もしかしたら、そう(虐待)かもしれない・・・」虐待の“疑い”。このぐらいの段階でもしっかりと相談・通報・届出が入り、関係者がスムーズに連携することができれば、結果として事態の深刻化を防ぐことができます。昨年度は、居宅介護支援事業部会(ケアマネジャーなど)と合同で行いました。日ごろから関係者の連携を強化しておく上で、とても大切な取り組みだと思います。

この「包括つつじ苑通信」を見ていただいている皆さんも、職場や地域で見守りをしておられる方々です。高齢者虐待(疑い)の相談・通報・届出について、私たちがお伝えしたいことを以下にまとめてみました。

☆いろいろな法律の守秘義務規定や個人情報保護法などについては問題ありません。

(※同封の別紙「【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律】抜粋～通報者の保護について～」を参照してください)

☆相談・通報・届出をしたことが外部にもれることはありませんし、基本的には当事者にも伝えません。ですから「あの人が言いつけた」ってことにはなりません。

☆通報を受けたからと言って、「あなた虐待をしていませんか?」「あなたが虐待をしている疑いがあるとの通報があったから来ました」などと、いきなりそのものズバリを言うてしまうような、配慮のない関わりかたはしません。事実確認の段階から、市や関係者と協議して方針を決めます。介護の問題・認知症・家庭環境・家族状況・障がい・精神疾患・経済状況など、何か理由があるからそういった状態になっているので、関わる方法はいろいろありますし、関わることのできる専門機関も多種多様です。

☆(通報)「夜な夜な叫び声が聞こえる!」(事実確認の結果)「歌が趣味で発声練習をしていた」といったことでも、かまいません。「何だ。話が違うじゃないか」なんて誰も言いません。むしろ「本当に良かったですね(^ ^)」です。

「もっとあーしろ、こーしろ。アレも載せろ」等、ご意見お待ちしております。

電話 058-371-2226 FAX058-371-8431 (担当 長谷川・西脇・林)